明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○指定較正機関が較正の業務を廃止する件（総務二四二）　一
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁二二）　二
○除籍が滅失した件（法務三一九）　二
○グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三八）　二
○チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三七）　二
○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三八）　二
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三九）　二
○厚生労働大臣が定める算定の方法を定める件の一部を改正する件（厚生労働二九二）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産九八八～九九〇）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七三五）　五
○道路に関する件（関東地方整備局三一三）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同三一四、三一五）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一五〇～一五二）　七
〔人事異動〕
内閣　金融庁　財務省　七
〔官庁報告〕
官庁事項　九
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
〔資料〕
平成二十六年五月中国際収支状況（速報）及び平成二十六年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
監査法人懲戒処分、財団、有権者申出方、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一二
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
平成二十五年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算、独立行政法人国立印刷局の役員の任命、東日本高速道路株式会社工事開始関係　二九
会社その他　三〇

告示

○総務省告示第二百四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十一項の規定により指定較正機関から較正の業務の廃止の届出があったので、同条第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十七日

総務大臣　新藤　義孝

一　指定較正機関の名称及び住所

アジレント・テクノロジー株式会社

東京都八王子市高倉町九番一号

二　廃止年月日

平成二十六年七月三十一日

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人電線総合技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年七月十七日

消防庁長官　大石　利雄

一　変更後の代表者の氏名

海老沼康光

二　変更の日

平成二十六年六月十三日

○法務省告示第三百十九号

山梨県北杜市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年八月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。